

# 生産性向上推進制度に係るガイドライン

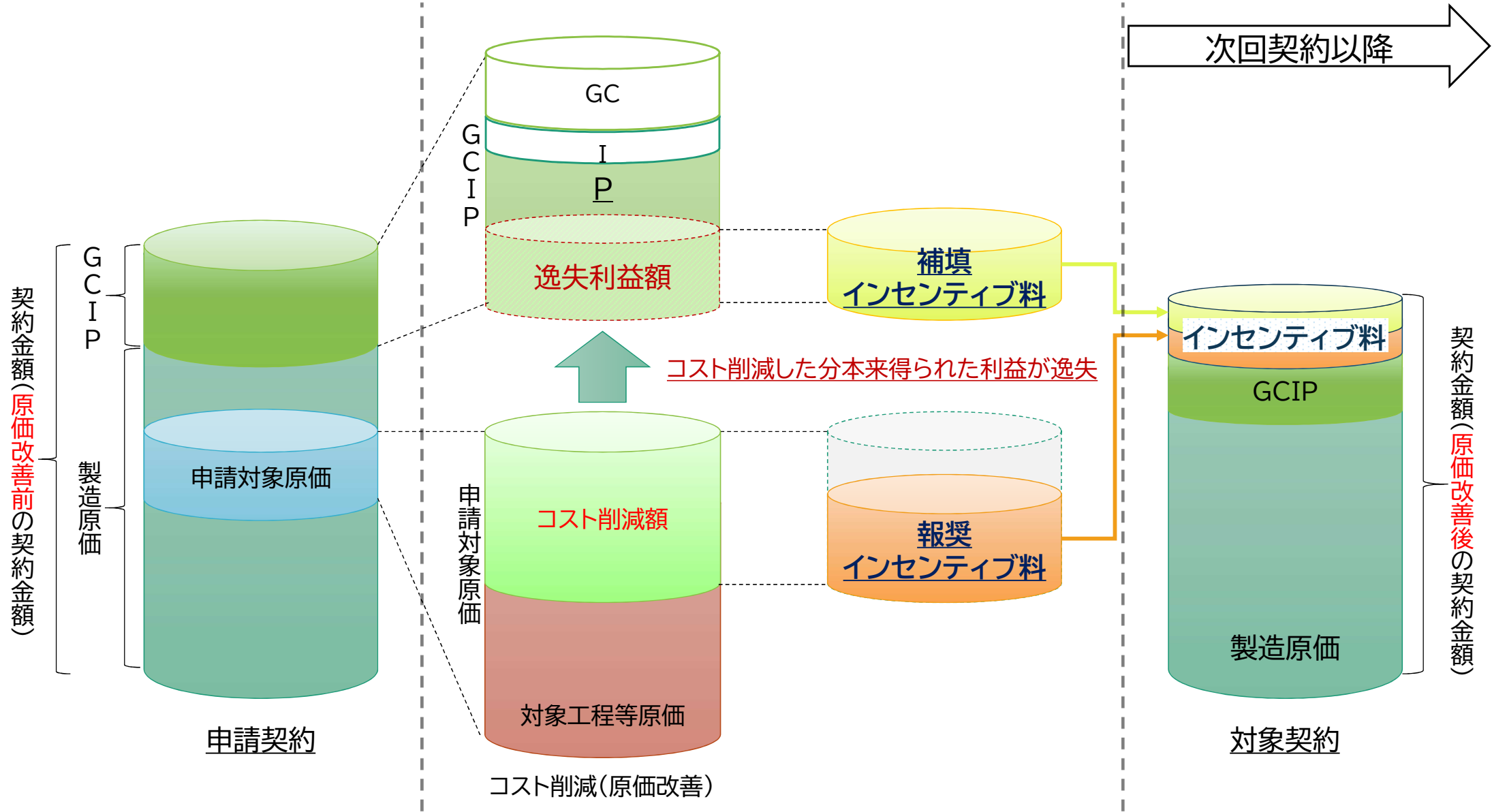
防衛装備庁

令和8年4月



# 生産性向上推進制度について

・ 生産性向上推進制度とは？  
 契約後に実現した原価改善の成果について、次回以降の契約価格に反映するとともに、改善努力が調達価格に適切に反映されるよう、インセンティブを付与する制度。



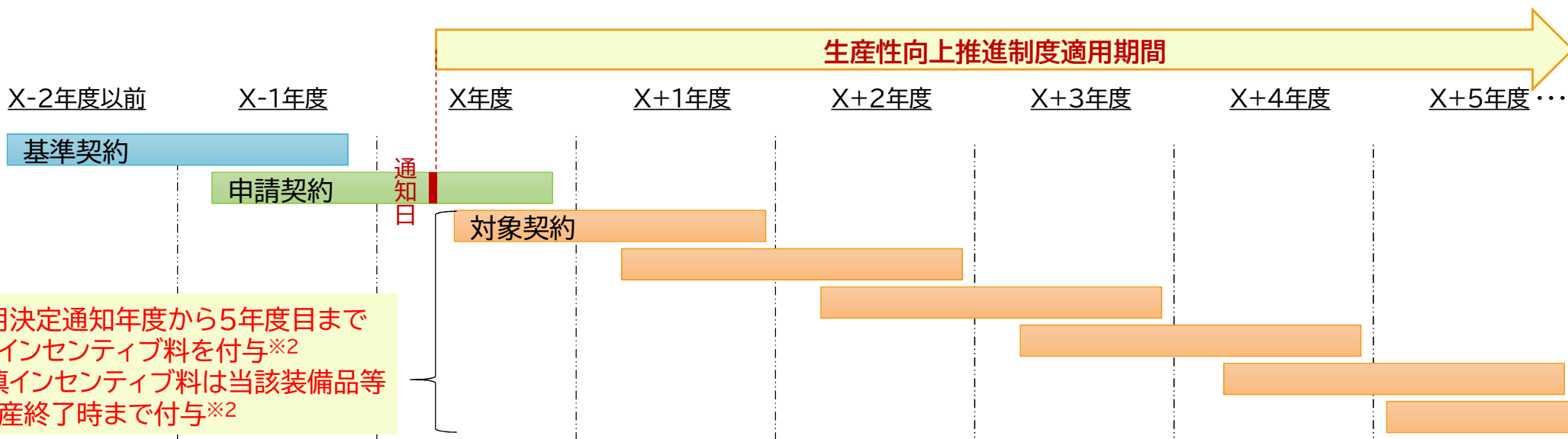


# インセンティブ料率について

通知(日)年度からの経過年度	0 (通知年度)	1	2	3	4	5	5年度超
報奨インセンティブ料率	75%	70%	65%	60%	55%	50%	50%
補填インセンティブ料率※1	8.5%	8.8%	8.7%	8.9%	8.8%	8.7%	9.0%

※1 上記はあくまで例示。

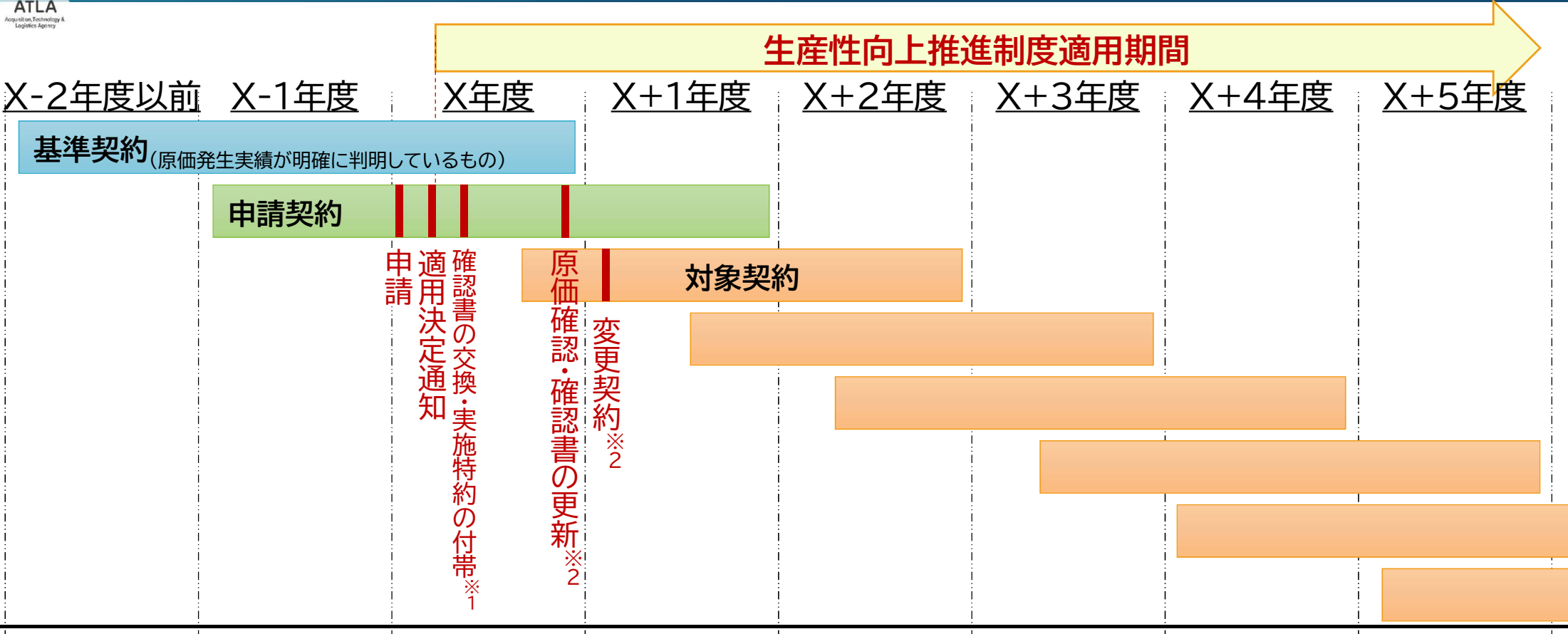
- インセンティブ料は削減した製造原価に基づき算定。
- 報奨インセンティブ料は通知(日)年度からの経過年度5年度の間<sup>に付与</sup>。
- 「5年度超」の報奨インセンティブ料については、コスト削減額が当初の製造原価の2%を上回り、適用期間を5年度超に延長した場合のみに適用。
- 補填インセンティブ料率については対象契約年度の当該事業者の利益率。
- 補填インセンティブ料は当該装備品等の生産期間を通して適用。



※2 生産期間途中に対象工程の仕様が変更された場合はインセンティブ料の付与は不可。



# 生産性向上推進制度適用の流れ(例)



[基準契約]: 比較の物差し(ベンチマーク)となる契約

※1 以降の対象契約にも同様の実施特約を付帯  
※2 確認書の交換までにコスト削減額が確定していない場合

↓  
・ 前例となる同種契約: 原価発生実績が明確に判明しているもの

[申請契約]: 原価改善の結果(コスト削減額)を確定

- ・ 制度適用の入り口となる契約であり、適用に係る手続きを本契約履行中に実施。
- ・ 原価改善の成果に応じ、コスト削減額・インセンティブ料等を確認書に反映。
- ・ 基準契約と仕様書が異なっていたとしても、対象工程が同様であれば申請可能。

[対象契約]: 予定価格に改善結果(インセンティブ料)を反映



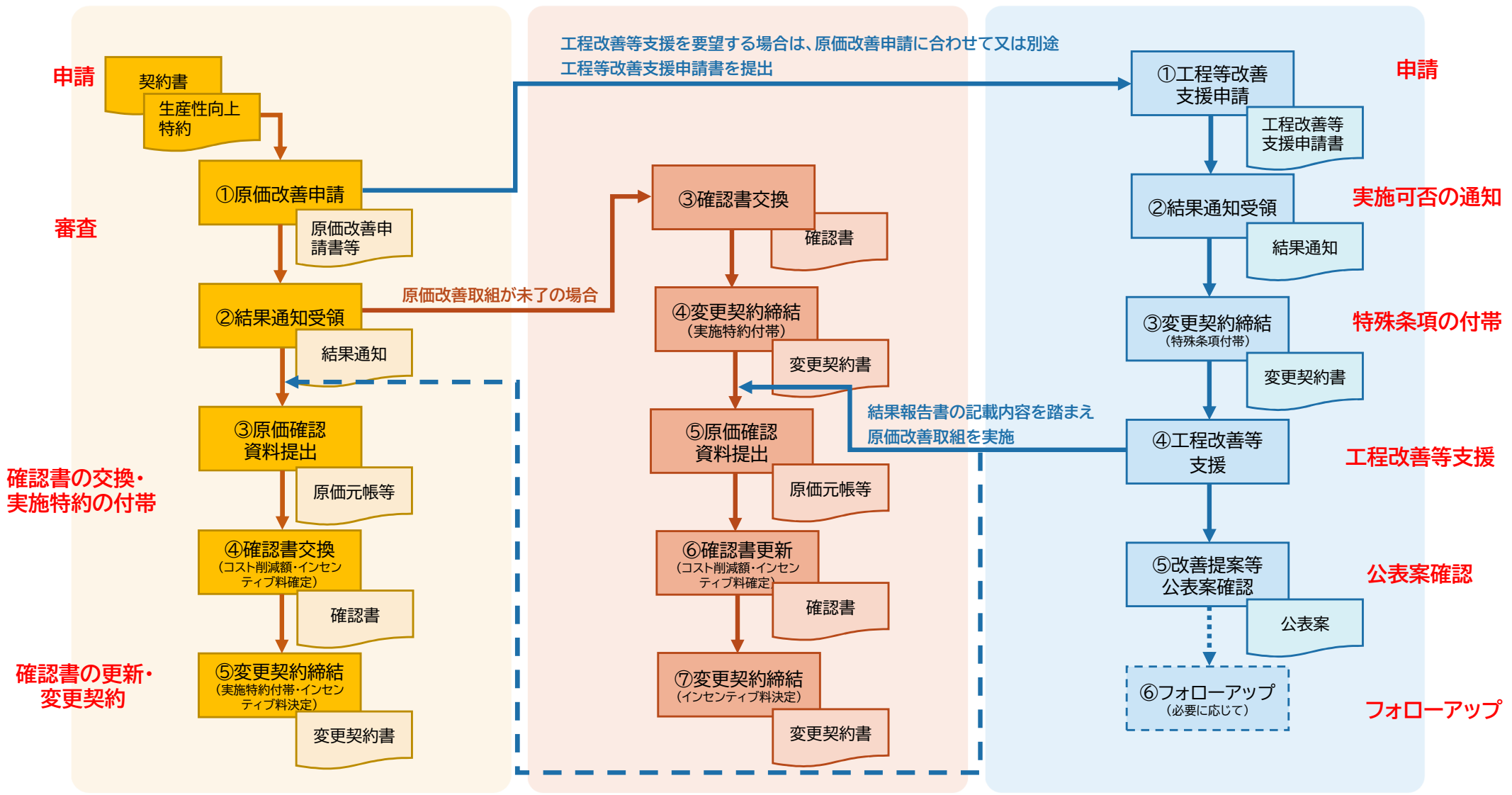
# 生産性向上推進制度の手续の流れ

## 契約相手方の実施事項

### [A-1] 生産性向上推進制度の申請

### [A-2] 確認書の交換までに原価改善取組が未了の場合

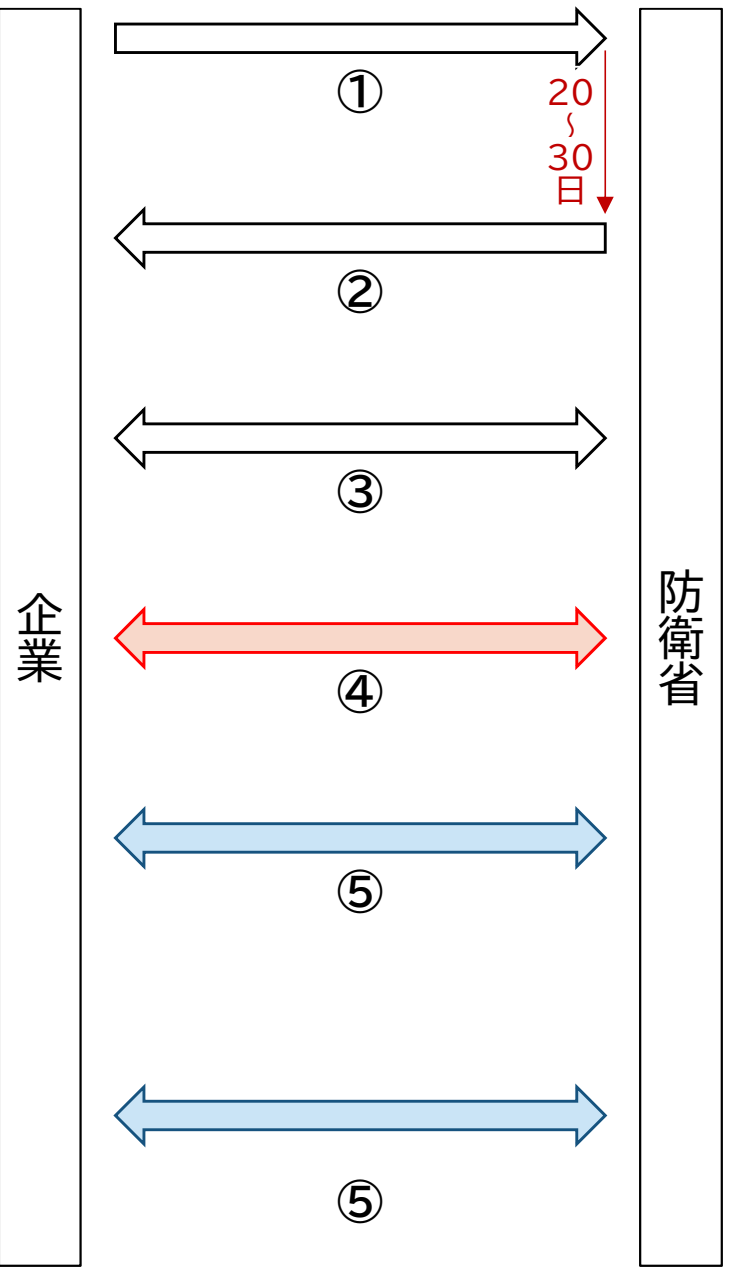
### [B] 工程等改善支援の申請





# [A-1]生産性向上推進制度申請手続き(確認書の交換までに原価改善取組が完了の場合)

申請契約  
対象契約



**① 原価改善申請書等の提出**  
 生産性向上特約条項に基づき、原価改善申請書等※1を提出。  
 ・ 原価改善申請書  
 ・ 原価改善取組に関する証拠資料※2  
 ※1: 納期の30日前までに提出。契約締結前でも可。軽微な修正等は申請後でも可。  
 ※2: 防衛省側で指定した様式等無し。  
 企業内で使用したコスト改善活動報告資料等既存資料の提出で可。  
 設備投資等を行う場合は設備投資額以上の削減効果があることを証する説明資料も提出。

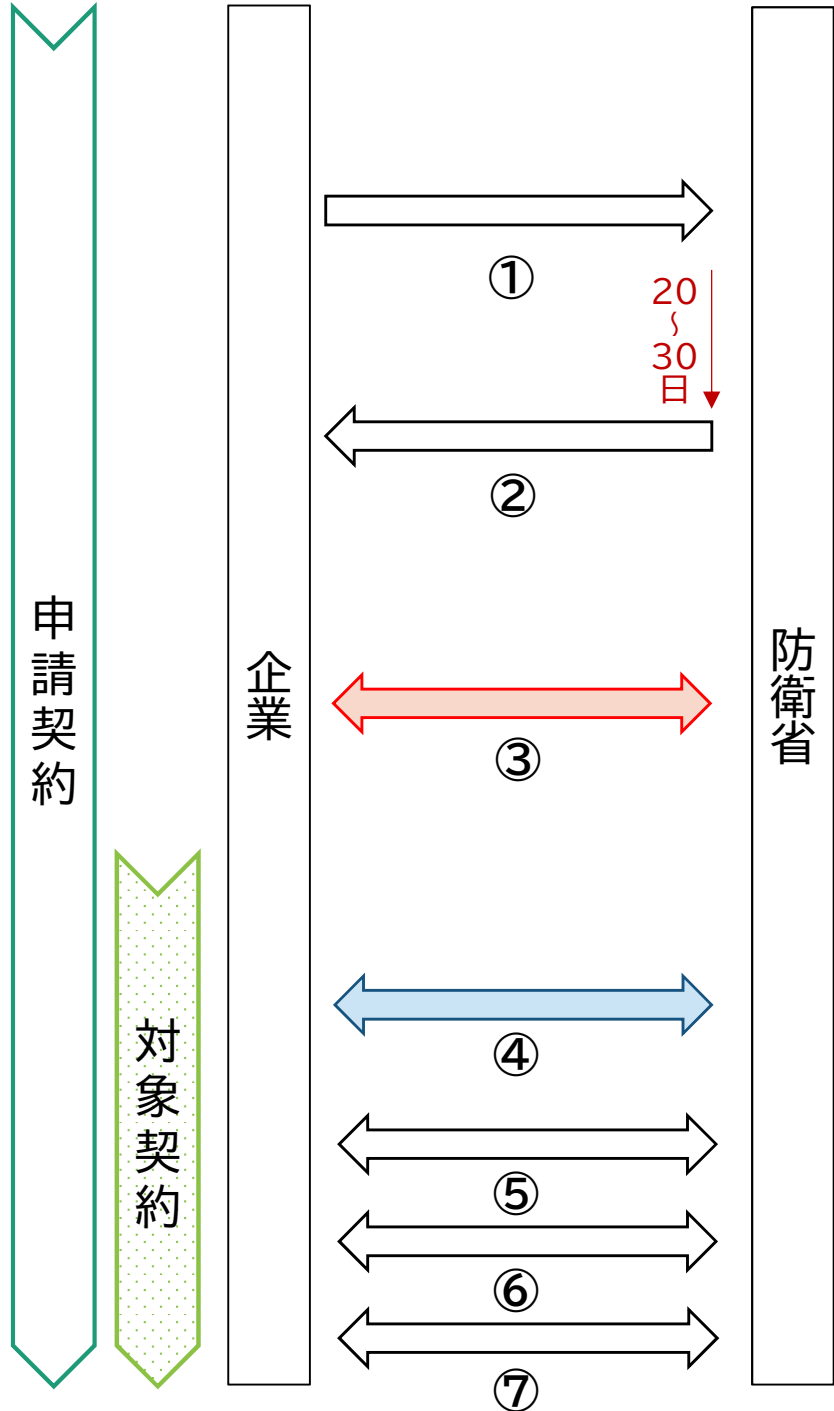
**② 適用決定通知**  
 審査内容について結果を通知。  
 決定後は遅滞なく確認書の交換を行う。

**③ 原価確認: 原価改善取組内容を確認後、コスト削減額を確定**

**④ 確認書の交換**  
 コスト削減額: 確定したコスト削減額を記載。  
 インセンティブ料: コスト削減額より算出。  
 主な記載内容  
 ・ 申請契約の情報(調達要求番号、契約件名、契約金額、契約締結日)  
 ・ 生産性向上推進制度適用期間  
 ・ 原価改善によるコスト削減額  
 ・ 適用期間の各年度でのインセンティブ料

**⑤ 申請契約と対象契約に実施特約※3の付帯**  
 確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項を付帯。  
 ※3 生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項

# [A-2]生産性向上推進制度申請手続き(確認書の交換までに原価改善取組が未了の場合)



## ① 原価改善申請書等の提出

生産性向上特約条項に基づき、原価改善申請書等※1を提出。

- ・ 原価改善申請書
- ・ 原価改善取組に係る提案資料※2

※1:納期の30日前までに提出。契約締結前でも申請可。軽微な修正等は申請後でも可。

※2:防衛省側で指定した様式等無し。

企業内で使用したコスト改善活動資料等既存資料の提出で可。

設備投資等を行う場合は設備投資額以上の削減効果があることを証する説明資料も提出。

## ② 適用決定通知

審査内容について結果を通知。決定後は遅滞なく確認書を交換。

## ③ 確認書の交換

コスト削減額:関係する原価の発生状況を調査して、確定後削減額を記載。

インセンティブ料:コスト削減額より算出。

主な記載内容

- ・ 申請契約の情報(調達要求番号、契約件名、契約金額、契約締結日)
- ・ 生産性向上推進制度適用期間
- ・ 原価改善によるコスト削減額(⑤の原価確認後、確定値を記載)
- ・ 適用期間の各年度でのインセンティブ料(⑤の原価確認後、確定値を記載)

## ④ 申請契約と対象契約に実施特約※3を付帯

確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項を付帯。

※3 生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項

## ⑤ 原価確認:原価改善取組内容を確認後、コスト削減額を確定

## ⑥ 確認書の更新:コスト削減額及びインセンティブ料を確定

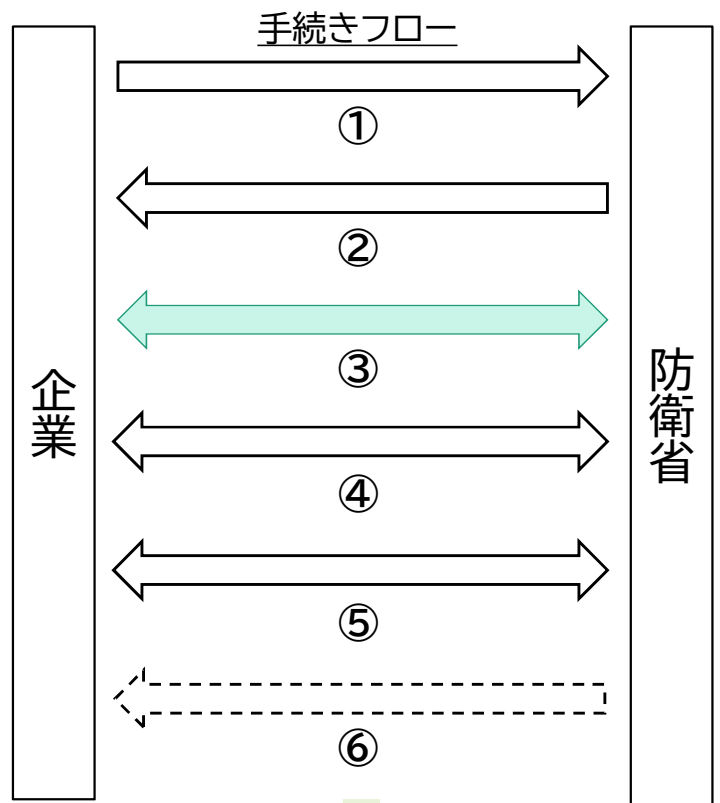
## ⑦ 変更契約:コスト削減額に基づき、インセンティブ料を決定



# [B]工程改善等の支援について

- 生産性向上に取り組む意思はあるものの、具体的にどのように取り組むべきかについて悩んでいる契約相手方に対して、生産性向上推進制度におけるオプションとして「**部外力を活用した工程改善等の支援**」を用意※1。
- 本支援においては、作業現場の改善だけではなく、工程管理方法等**多面的にコンサルティングを実施**。
- **各社ごと個別の希望にも対応した支援**
- **支援による原価改善が確認できた場合にはインセンティブ料を付与**
- 支援申請のタイミングについては、時期を問わず、支援は随意契約案件を想定。

※1 原価改善取組に係る範囲であれば取引企業の支援も可能



- ① 工程改善等の支援申請書の提出**
  - ・ 改善を希望する工程等を特定して申請
- ② 実施可否の通知**
  - ・ 工程改善等の支援実施について結果を通知
- ③ 申請契約に特殊条項を付帯**
  - ・ 工程改善等の支援を実施する契約に適用する特殊条項を付帯※2

※2 工程改善等の支援に関する特殊条項
- ④ 部外力を活用した工程改善等の支援**
  - ・ 各社のニーズに合わせたコンサルティングを防衛省から提供
  - ・ I.準備、II.現場確認、III.確認結果に基づいて意見交換を行い、実現可能な改善案を探求、IV.最終報告書の提示、V.活動実施体制整備の確認、と段階的な実施を想定
- ⑤ 改善提案等の公表案の確認**
  - ・ 本支援に伴う改善提案等は、公表案を確認のうえ企業側の了承の範囲内で公表
- ⑥ フォローアップの実施**
  - ・ 必要に応じて、コンサルティングの結果が原価改善取組に反映されているか確認

本支援による原価改善が実現した場合

通知(日)年度からの経過年度	通知年度	1	2	3	4	5
報奨インセンティブ料率	50%(一律)					
補填インセンティブ料※3	8.5%	8.8%	8.7%	8.9%	8.8%	8.7%

支援により取り組んだ原価改善内容(成果)について  
インセンティブを付与

※3 補填インセンティブ料率については対象契約年度の当該事業者の利益率。上記はあくまで例示。